

ご協力をお願いします

駒寄スマートIC周辺道路整備工事に伴う交通規制

町では、平成29年度から駒寄スマートIC大型車対応化のための道路整備工事を実施しています。この工事に伴い、9月～12月(予定)は、新しくできる道路への切り替え工事や埋設管の移設工事のため、**関越自動車道の東側側道で通り抜けができなくなります。**

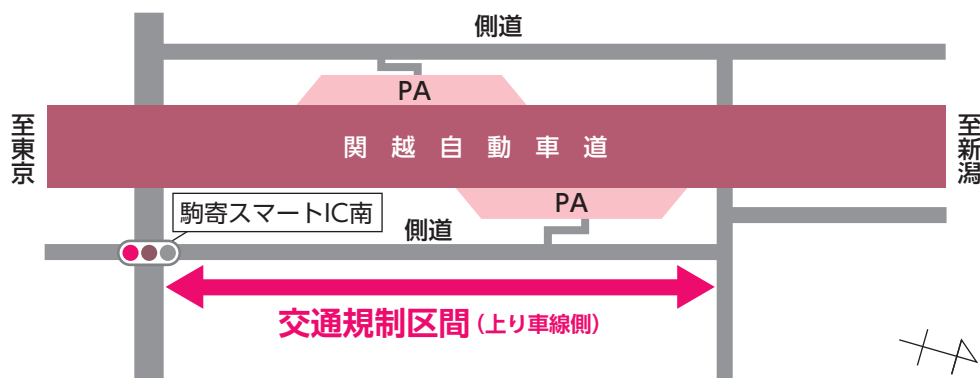
また、各工事の進み具合により、規制場所・期間はその都度変更されます。現地の誘導看板に従って迂回(うわい)をお願いします。

なお、期間中のスマートIC Cへの出入りについて、**上り線(東京方面)は仮設道路からの乗り入れが可能となります。**下り線(新潟方面)については、期間中の影響はありません。

利用者の皆さまには大変ご迷惑とご不便をおかけしますが、ご協力をお願いします。

▼問い合わせ先

産業建設課 都市建設室
☎ 26・2278 (直通)



台風が接近する前に

樹木の伐採・所有地管理のお願い

道路や歩道に張り出した枝や倒木は、歩行者や自動車の通行の妨げとなり、大変危険です。強風・大雨時の安全確保のため、樹木の管理にご協力ください。**特に通学路周辺では管理を徹底してください。**

土地を所有している人へ

所有する土地が次のような状態になっている場合は、樹木の伐採や枝払いが必要です。

- 道路や歩道に枝が張りだしている。
- 枯れ木や折れ枝が通行の邪魔をしている。
- 竹木が生い茂り、通行の邪魔をしている。

私有地から張り出した枝は、土地所有者に所有権があるため、町では伐採できません。

また、倒木などが原因で通行者や自動車に事故が発生した場合、**樹木が植生する土地の所有者が責任を問われる場合があります。**

▼注意事項

- ① 歩行者や自転車、自動車の安全を十分確保し、転落事故などが起こらないように十分注意してください。
- ② 電線や電話線がある場所で作業するときは、事前に東京電力やNTTに連絡し、管理者の立ち会いのもとで行ってください。

▼連絡先
東京電力群馬カスタマーセンター
☎ 0120・995・222
または
☎ 027・898・3406
受付時間は日曜日・祝日を除く平日午前9時～午後7時
※土曜日は午後6時まで

NTT (24時間年中無休)
☎ 113 (局番なし)

☎ 0120・444・113

▼土地・道路に関する問い合わせ先

(役場) 産業建設課 用地管理室
☎ 26・2279 (直通)

児童扶養手当・特別児童扶養手当を受けている人へ
現況届・所得状況届を提出してください

児童扶養手当(児扶)の現況届・特別児童扶養手当(特扶)の所得状況届は、8月分以降も引き続き手当を受けられるか審査するためのもので、届出をしないと**8月分以降の支給が停止**されます。忘れずに提出してください。

児扶受給者には7月下旬、特扶受給者には8月上旬に通知を送付しました。ご確認ください。

提出期間	児扶…8月1日(水)～16日(木) 特扶…8月10日(金)～20日(月) ※受け付けは土・日・祝日を除く 平日の8:30～17:15
提出するもの	①(児扶受給者)現況届 (特扶受給者)所得状況届 ②手当証書 ③印鑑(スタンプ印不可) ④その他必要に応じた書類

児童扶養手当とは

母子・父子家庭や父母が

いないなどの児童の生活の安定を図り、自立を促進するために手当を支給する制度です。次の①～⑨のいずれかにあてはまる児童(18歳到達後の最初の3月31日まで、障害児は20歳未満)を監護養育しているひとり親家庭の父・母または養育者に支給されます。(父は生計も同一である必要があります)

- ① 父母が離婚した
- ② 父または母が死亡した
- ③ 父または母が重度の障害の状態にある
- ④ 父または母の生死が明らかでない
- ⑤ 父または母から引き続き1年以上遺棄されている
- ⑥ 父または母が裁判所からDV保護命令を受けた
- ⑦ 父または母が法令により引き続き1年以上拘禁されている
- ⑧ 婚姻によらないで懐胎した
- ⑨ 父・母ともに不明である(孤児など)

特別児童扶養手当とは

心身に一定の障害がある20歳未満の児童を養育している父母または養育者に支給される手当です。

支給額(月額)	
児扶	※児童1人の場合 全部支給:42,500円 一部支給: 前年の所得に応じて 42,490円～10,030円
	1級:51,700円 2級:34,430円
特扶	1級:51,700円 2級:34,430円

⚠️ 支給されないケース

- 児童が児童福祉施設などに入所している。
- 異性と事実上婚姻関係と同じ事情にある。(児扶)
- 児童が障害を事由とする公的年金を受けている。(特扶)
- ※その他にも支給されない場合があります。
- ※一定額以上の所得がある場合は、支給停止となります。

※いずれの手当も受給するためには申請が必要です。詳しくは、お問い合わせください。

▼ 提出・問い合わせ先

健康福祉課 こども福祉室
 ☎26・2248(直通)

安心安全をサポート

よしおか ほっとメール

メールアドレスを登録すれば、スマホやパソコンで町からの情報を受信できます。※登録は無料ですが、通信料は登録者の負担になります。

配信情報

- 災害・緊急情報
- 気象情報
- 火災情報
- よしおかほっとニュース
- 防犯・見守り情報など

登録はこちらから

パソコンの人は URL <https://service.sugumail.com/yoshioka/member/>



操作や登録で分からないことは
コールセンター
 ☎0570-055-783へ
 平日 9:00～18:00

▼ 問い合わせ先

町民生活課 生活環境室
 ☎26・2243(直通)

今月の納税

町県民税普通徴収
国民健康保険税
介護保険料
後期高齢者医療保険料

…2期

納期限 **8月31日**金

コンビニエンスストアでも納付できます。
また、便利で確実な口座振替も
ご利用ください。

URL <http://www.gnk.or.jp/>

群馬県農業公社

☎ 26・2280 (直通)

農業委員会事務局

▼問い合わせ先

(5窓口)

農業委員会事務局

▼提出先

ついでに。

か、農業委員会窓口で受け取

※群馬県農業公社のホームペ

ージからダウンロードする

借りのとき：農用地等借受応

募書

貸すとき：農用地等貸付希望

申出書

▼農地を貸す・借りるときに

必要な書類

用をご検討ください。

などは、農地中間管理事業の活

用を

土地持ち非農家の人、現在の

農業経営を拡大したい人、利

用権設定が満期を迎える人な

ます。農地の有効活用のため、

農地の管理に困っている人、

借りたい人を募集し、農地の

利用集積・集約化を進めてい

町では、農地を貸したい人・

借りたい人を募集し、農地の

利用集積・集約化を進めてい

ます。農地の有効活用のため、

農地を貸したい人・借りたい人へ
農地中間管理事業を活用してみませんか？

～ 農地中間管理事業の仕組み ～



貸付け

群馬県農業公社
(農地中間管理機構)

貸付け
(転貸)



出し手(貸し手)

出し手のメリット

- 賃料は公社から確実に受け取ることができます。
- 貸付期間満了後は、農地が確実に戻ります。
- 相続(贈与)税の納税猶予を受けていても、届け出をすれば継続されます。
- 経営移譲(特別付加)年金は、届け出をすれば継続支給されます。
- 一定の要件を満たせば、農地の固定資産税の軽減措置が受けられます。
- 一定の要件を満たせば、機構集積協力金の交付対象となります。

営利を目的としない公的機関である群馬県農業公社が仲介するので、安心して農地の貸し借りができます。



受け手(借り手)

受け手のメリット

- 多くの出し手から借りていても、賃料は公社に支払うだけで済みます。
- 長期的に借入(原則10年以上)することにより、計画的に営農が行えます。
- 集積・集約化により、経営の効率化が図られます。
- 認定農業者であれば、スーパーL資金が5年間無利子になります。
- 補助事業の種類により、採択のポイントが加算される場合があります。

農地を適切に管理しましょう

管理が行き届いていない農地で、さまざまな被害が出ています。

雑草を放置しておく、火災・病害虫・交通事故などの発生要因となり大変危険です。

周囲の耕作地や住民に迷惑がかからないよう、除草などの適切な管理をして、荒廃農地の解消にご協力をお願いします。

問い合わせ先

農業委員会事務局 ☎26-2280(直通)